|  |  |
| --- | --- |
| 整理番号 |  |
| 区分 | □一般使用成績調査 □特定使用成績調査□使用成績比較調査 |

製造販売後調査等契約書

国立大学法人信州大学医学部附属病院（以下「甲」という。）と　*調査依頼者名*　（以下「乙」という。）は、次の条項によって製造販売後調査等（以下「本製造販売後調査等」という。）の実施について契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

第1条　本製造販売後調査等の内容は次のとおりとし、甲は乙の委託により、これを実施する。

1．製造販売後調査等課題名　：

2．目的及び内容　：

3．目標とする被験者数　：　　　　　症例（報告冊数：　　冊／1症例）

4．製造販売後調査等責任医師氏名　：　　　　　　　　（実施診療科：　　　　　　）

5．調査期間　：契約締結日　～　西暦　　年　　月　　日

6．提供物品およびその返還の要否　：

第2条　甲および乙は、本製造販売後調査等の実施に際して医薬品医療機器等法、同施行令、同施行規則、医薬品GPSP省令及び医療機器GPSP省令（以下これらを総称して「GPSP省令等」という。）を遵守する。

第3条　本製造販売後調査等に要する経費（以下「研究費」という。）は、「国立大学法人信州大学医学部附属病院製造販売後調査等経費算定基準」のとおりとする。

2　前項に定める研究費の消費税相当額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び72条の83の規定に基づき得た額とする。

3　乙は、第1項に定める研究費を甲が発行する請求書により、請求書に指定する期限までに甲が指定する口座へ支払うものとする。なお、乙は支払期限までに研究費を支払わないときは、別に定める信州大学債権管理事務取扱細則（平成16年4月1日国立大学法人信州大学細則第19号）に基づき、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じた延滞金を甲に支払わなければならない。

4　甲は、乙が納付した研究費はこれを返還しないものとする。

5　甲は、乙が納付した研究費に不足が生じた場合は、乙と協議し、その不足額を乙に負担させるものとする。

第4条　乙は、第1条の本製造販売後調査等を一方的に中止することはできない。

第5条　甲は、本製造販売後調査等遂行上、天災その他やむを得ない事由があるときは、本製造販売後調査等を中止し、又は調査期間を延長することができる。この場合において、甲はその責を負わないものとする。

第6条　甲は、本製造販売後調査等が終了又は中止、中断したときは、その結果を乙に通知するものとする。

第7条　本製造販売後調査等の実施に起因して、被験者に対する障害が発生し、被験者に損害賠償をする必要が生じたときは、その損害が甲の責に帰すべき場合を除き、その一切の責任は乙が負担するものとする。

第8条　研究費により取得した物品は、甲に帰属するものとする。

第9条　提供物品の搬入、据付け及び撤去、搬出に要する経費は乙の負担とする。

第10条　提供物品に瑕疵があったことに起因して甲が損害を受けたときは、乙はその損害を賠償するものとする。

第11条　甲及び乙は，本製造販売後調査等の実施にあたり，被験者の人権・福祉を最優先するものとし，被験者の安全，プライバシーに悪影響を及ぼすおそれのあるすべての行為はこれを行わないものとする。

第12条　甲は、本製造販売後調査等に関して乙から開示された資料その他の情報及び本製造販売後調査等の結果得られた情報について、乙の事前の承諾なしに第三者に漏洩しないものとする。

2　甲は、本製造販売後調査等により得られた情報を専門の学会等外部に公表する場合には、事前に乙の承諾を得るものとする。ただし、乙は、正当な理由なくかかる承諾を拒んではならない。

3　乙は、本製造販売後調査等により得られた情報を医薬品の再審査申請及び再評価申請等の目的で使用することができる。

第13条　甲は，本製造販売後調査等を実施した結果につき，実施要綱等に従って調査票を作成し、乙に提出する。

第14条　本製造販売後調査等の結果生じた知的財産権の帰属は、当該知的財産権に対するそれぞれの貢献度に応じ甲乙協議の上決定する。なお、甲は、当該知的財産権を自己が行う臨床試験及び教育、研究目的のために、無償で実施できるものとする。

第15条　甲及び乙は、GPSP省令等で保存すべきと定められている、本製造販売後調査等に関する各種の記録及び生データ類（以下「記録等」という。）については、GPSP省令等の定めに従い、各々保管責任者を定めて適切に保管するものとする。

2　甲における保管期間は，当該医薬品等に係る再審査又は再評価が終了した日から5年間までとする。ただし、乙がこれよりも長期間の保管を希望する場合は、保管期間及び保管方法について甲乙協議のうえ決定するものとする。

第16条　本契約に関する訴えは、被告の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第17条　甲は、本契約に基づき乙より支払われた研究費につき、日本製薬工業協会の定める企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドラインに従って、乙が公開する以下の情報について同意する。

なお、公開時期については乙の会計年度に基づくものとする。

①甲の名称

②乙が甲に支払った年間の研究費および件数

2　乙は、国立大学附属病院長会議策定の「企業等からの資金提供状況の公表に関するガイドライン」に基づき、甲が実施した本研究に関する以下の情報を、信州大学医学部附属病院のホームページを通じて一般に公開することにつき、予め同意するものとする。

①乙の名称

②甲が乙から受け入れた各区分における年間の合計件数及び合計金額等

　※詳細については、国立大学附属病院長会議ホームページの「企業等からの資金提供状況の公表に関するガイドライン」を参照のこと。

第18条　本契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲･乙協議して定めるものとする。

　上記の契約を証するため、本契約書を2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

西暦　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　長野県松本市旭三丁目1番1号

　　　　　　　　　　　　　　（甲）国立大学法人　信州大学

　　　　　　　　　　　　　　　　　分任契約担当役

 　　　　　　　　　　　　　　　医学部附属病院長　　　花 岡　正 幸　　　印

　　　　　　　　　　　　　　（乙）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印